



四 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第二項及び第三項に定める基準に係る試験にあっては、牽引自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
五 保安基準第三条、第五条、第七条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項、第二項及び第四項、第十条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項、第十九条、第二十条第一項から第三項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項から第十九条、第二十条第一項から第二项まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二项、第五项及び第六项、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項（これらの規定を同条第四項において適用する場合を含む。）、第二十二条の二第一項、第十八条第一項、第十八条第二項及び第九项、第十九条、第二十条第一項から第二项まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二项、第三项及び第四项、第二十三条、第二十四条第二项、第二十五条第一項から第四项まで、第二十六条第二项及び第三项、第二十七条、第二十八条、第二十九条第三项及び第四项、第三十条第二项、第三十一条第一项、第四项、第六项及び第七项、第三十二条の二、第三十三条第二项、第三十四条第二项、第四十二条、第四十三条第四项、第四十三条第二项、第四十五条第一项、第四十七条、第四十八条、第四十九条並びに第五十条に定める基準のうち、目視その他の簡単な方法による試験	十二万五千円
六 保安基準第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験（牽引自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
七 保安基準第五条に定める基準のうち、車輪の接地部の荷重に係る試験	十二万五千円
八 保安基準第五条に定める基準のうち、傾斜時の安定性に係る試験	十二万五千円
九 保安基準第六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
十 保安基準第八条第四項及び第五項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十一 保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	二十七万五千円
十二 保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）に係る試験に限る。）	三十五万五千円
十三 保安基準第八条第七項に係る試験	三万二千円
十四 保安基準第九条第一項に定める基準のうち、応急用予備走行装置に係る試験	五千円
十五 保安基準第九条第一項に定める基準のうち、タイヤ空気圧監視装置に係る試験	一万八千円
十六 保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十一号及び前号に掲げる試験を除く。）	二十七万五千円
十七 保安基準第九条第二項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）	十八万七千円

十三の二 保安基準第九条第二項に定める基準のうち、空気入ゴムタイヤ（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のものに備えたものに限る。）に係る試験	十二万五千円
十四 保安基準第九条第三項に定める基準に係る試験	二十七万五千円
十五 保安基準第十条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
十六 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	二十七万五千円
十七 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十二万五千円
十八 保安基準第十二条第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
十九 保安基準第十二条の二第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
二十 保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験	十二万五千円
二十一 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	四十七万五千円
二十二 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第二十三号の四までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	二十七万五千円
二十三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）	二十七万円
二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	二十七万円
二十三の三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験	十八万円
二十三の四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	十二万五千円
二十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七万五千円

二十六 保安基準第十三条に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十七万七千円
二十七 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	三十五万二千円
二十八 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の三輪自動車に係る試験を除く。）	二十七万円
二十九 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時（自動車の前面が衝突等による衝撃を受けたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十七万円
三十 保安基準第十一条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時（自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じたときをいう。以下同じ。）に係る試験	二十七万円
三十の二 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十の三 保安基準第十一条第二項に定める基準のうち、電柱その他棒状の工作物（以下「ポール」という。）との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十の四 保安基準第十一条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十八万円
三十一 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に関する試験（第五号、次号及び第三十一号の四に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）に係る試験に限る。）	七千円
三十一の二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七千円
三十一の三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	一万九千円
三十一の四 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（大型特殊自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三十五万円
三十二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十七万七千円
三十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車（貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）及び大型特殊自動車を除く。）及び液化天然ガス燃料自動車（二輪自動	十八万七千円

車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に係

車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)に係る試験に限る。)	五千円	十二万
三十四 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験(第五号、次号及び第三十四号の三に掲げる試験を除く。)(圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。)	一万九千円	一百七十九千円
三十四の二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)(圧縮水素燃料自動車(大型特殊自動車を除く。)に係る試験に限る。)	二百万円	二百万円
三十四の三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験(第五号に掲げる試験を除く。)(圧縮水素燃料自動車(大型特殊自動車を除く。)に係る試験に限る。)	九万五千元	九万五千元
三十五 保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験	十八万七千元	十八万七千元
三十六 保安基準第十七条第二項に定める基準のうち、燃料装置の取付方法に係る試験	七千円	七千円
三十七 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七万円	二十七万円
三十七の二 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七万円	二十七万円
三十七の三 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円	二十七万円
三十七の四 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円	二十七万円
三十七の五 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円	二十七万円
三十八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七万七千元	四十七万七千元
三十八の二 保安基準第十七条の二第三項に定める基準に係る試験	十八万七千元	十八万七千元
三十八の三 保安基準第十七条の二第四項に定める基準に係る試験	七千円	七千円
三十九 保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十四万五千円	六十四万五千円
四十 保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万二千円	二十七万二千円
四十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万五千円	二十七万五千円
四十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万五千円	二十七万五千円
四十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万五千円	二十七万五千円
四十三の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万五千円	二十七万五千円

四十三の三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十四 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、衝突時のかじ取り装置の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	十八万円
四十五 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第四十号から前号までに掲げる試験を除く。）	五千円
四十六 保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万円
四十七 保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	五千円
四十八 保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	二十七万円
四十九 保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	二十七万円
五十 保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	二十七万円
五十一 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	四十七万円
五十三 保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	五千円
五十四 保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万円
五十五 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	五千円
五十六 保安基準第二十条第四項に定める基準に係る試験	五千円
五十七 保安基準第二十条第五項に定める基準のうち、インストルメントパネル（運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類等の取付装置をいう。以下同じ。）（乗車定員十人の自動車に備えるインストルメントパネルに限る。）に係る試験	十二万円
五十八 保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるものを除く。）に係る試験	七千円
五十九 保安基準第二十条第六項に定める基準のうち、サンバイザ（乗車定員十人の自動車に備えるサンバイザに限る。）に係る試験	十二万円
六十 保安基準第二十二条第五項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超える試験に限る。）	五千円

六十の二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）に係る試験	三十五万円
六十一 保安基準第二十二条第三項の同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万円
六十五 保安基準第二十二条の三第三項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十八万円
六十六 保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	三十五万円
六十三 保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	三十五万円
六十四 保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	十二万円
六十九 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	五千円
七十 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	七千円
七十一 保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	七千円
六十八 保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	十八万円
六十七 削除	削除
七十二 保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	七千円
七十三 保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	七千円
七十四 保安基準第二十九条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	七千円
七十五 保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	七千円
七十五の二 保安基準第三十条第一項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	七千円
七十六 保安基準第三十二条第一項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙に係る試験	二十七万円

七十七 保安基準第三十一条第一項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	三十五万二千円
七十八 保安基準第三十一条第二項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	三十五万二千円
七十九 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	十二万五千円
八十 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）、軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
八十一 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十二万五千円
八十二 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び側車付二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十四万二千円
八十二の二 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	二十七万円
八十三 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	十八万七千円
八十三の二 保安基準第三十一条第三項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	三十五万四千円
八十四 保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	八十四万七千円

九十七の二 保安基準第三十四条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十八 保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万五千円
九十九 保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験	十二万五千円
百 保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験	二十七万五千円
百一 保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
百二 保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	十二万五千円
百三 保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百四 保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百五 保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百六 保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百七 保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百八 保安基準第三十八条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百九 保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るもの）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	二十二万五千円
百十 保安基準第三十九条第二項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るものに限る。）に係る試験	十二万五千円
百十一 保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十二 保安基準第四十条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十三 保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十四 保安基準第四十二条第一項及び第二項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百十五 保安基準第四十三条第一項から第三項までに定める基準に係る試験	十二万五千円
百十六 保安基準第四十四条第一項から第三項までに定める基準に係る試験	十二万五千円
百十七 保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	十八万五千円
百十八 保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円

百十九 保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十 保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十一 保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十二 保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十二の二 保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十二の三 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十二の四 保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二十七万五千円
百二十二の五 保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	二十七万五千円
百二十二の六 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	二十七万五千円
百二十三 保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第二項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十七万五千円
百二十四 保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験（同条第一項に定める基準に係る試験にあっては、同条第三項に規定する自動車に係る試験に限る。）	二十七万五千円
百二十五 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	三十五万二千五百円
百二十六 保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十六の二 保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十六の三 保安基準第四十四条の二に定める基準に係る試験	十二万五千円
百二十七 保安基準第四十五条第一項に定める基準に係り、かつ、同条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万五千円
百二十八 保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、洗浄液噴射装置に係る試験（専ら乗用の用に供する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（乗車定員十一人以上の自動車を除く。）に係る試験を除く。）	十二万五千円
百二十九 保安基準第四十五条第二項に定める基準のうち、デフロスターに係る試験	二十七万五千円
百三十 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	二十七万五千円

三 次の表の上欄  
自動車審査試験項  
掲げる額とする。

第十号の二、第十号の四及び第七十七号	第十号の二及び第七十七号	第十一号及び第十一号の二	第二十二号、第二十三号の三及び第二十三号の四	第二十九号、第三十七号の二、第四十一号、第四十五号、第四十七号及び第一百三十一号	第三十号、第三十七号の二、第四十二号、第四十八号及び第一百三十一号	第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号、第四十九号及び第一百三十一号	第三十号の三、第三十七号の四、第四十三号の二及び第五十号
七十二	円 万 七十二	円 万 七十二	円 万 七十二	円 万 七十二	円 千 七 万 八 十	円 千 七 万 八 十	円 千 二 万 五 三 千

四	次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。			
第十号の二				
第十一号の三	三十五万二千円			
第十二号の四	三十五万二千円			
第七十七号	四十七万七千円			
第七十八号	三十五万二千円			
	四十七万七千円			

すれかに係る確認を行う場合を含む。)であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関する試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

#### 第十号の一及び第十号の四

し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の一、第十号の四及び第七十七号	第十号の一及び第七十七号	第十号の二及び第七十七号
円 千 二 万 五 三	円 千 七 万 七 四	円 千 七 万 七 四
五千円	一万円	一万円
十二万	十万円	十万円

別表第一  
特定装置審査試験項目

二の二 保安基準第八条第六項に係る試験(次号に掲げる試験を除く。)	二の三 保安基準第八条第六項に係る試験(圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。)	二の四 保安基準第八条第七項に係る試験
五千円	七千円	二十七万円
十二万	三十五万円	三十五万円
五千円	七千円	二十七万円
十二万	三十五万円	三十五万円
一千円	一千円	一千円
一 提示された特定装置及び提出された書面の確認	一 提示された特定装置及び提出された書面の確認	一 提示された特定装置及び提出された書面の確認
二 原動機の出力の計測に係る試験	二 原動機の出力の計測に係る試験	二 原動機の出力の計測に係る試験

六 第六十号及び第一百二十六号の二の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第六十号及び第一百二十六号の二の自動車審査試験項目に係る試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合には、十二万五千円とする。

七 第六十号の二及び第一百二十六号の二の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第六十号及び第一百二十六号の二の自動車審査試験項目に係る試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合には、十二万五千円とする。

八 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験

九 保安基準第十一条の二第二項に定める基準に係る試験

十 保安基準第十一条の二第三項に定める基準に係る試験

十一 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(第十三号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車(被牽引自動車を除く。)に係る試験を除く。)

十二 保安基準第十二条に定める基準に係る試験(次号から第十三号の四までに掲げる試験を除く。)(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。)に係る試験に限る。)

十三 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置による試験(次号に掲げる試験を除く。)

十四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、衝突被害軽減制動制御装置に係る試験(専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。)

十五 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、横滑り防止装置に係る試験

十三の四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、ブレーキアシストシステムに係る試験	二十七	五千円	十二万
十四 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十七	二万円	二十七
十五 保安基準第十三条に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七
十六 保安基準第十五条第一項に定める基準に係る試験	四十七	万七千	三十五
十七 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七	万二千	四十七
十七の二 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七	万円	十八万
十七の三 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七	万円	十八万
十七の四 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七	万円	十八万
十七の五 保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七	万円	十八万
十七の五の二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の五の三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の五の四 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器附属品に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の六 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の七 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の七の二 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の八 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、ガス容器取付装置に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十七	万円	十八万
十七の九 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時に係る試験	二十七	万円	十八万

十七の十 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時に係る試験	二十七	万円	二十七
十七の十一 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七	万円	二十七
十七の十二 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七	万円	二十七
十七の十三 保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七	万円	二十七
十八 保安基準第十七条の二第二項に定める基準に係る試験	四十七	万七千	四十七
十九 保安基準第十七条の二第五項に定める基準のうち、車体の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十四	万二千	五万円
二十 保安基準第十七条の二第五項及び第六項に定める基準のうち、原動機用蓄電池の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	六十四	万二千	五万円
二十一 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、オフセット前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七	万円	二十七
二十二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七	万円	二十七
二十二の二 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七	万円	二十七
二十三 保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七	万円	二十七
二十四 保安基準第十八条第一項に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七
二十四の一 保安基準第十八条第二項に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七
二十五 保安基準第十八条第三項に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七
二十六 保安基準第十八条第四項に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七
二十七 保安基準第十八条第五項に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七
二十八 保安基準第十八条第六項に定める基準に係る試験	二十七	万円	二十七

二十九 保安基準第十八条の二第三項に定める基準に係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十 保安基準第十八条の二第四項に定める基準に係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十一 保安基準第十八条の二第五項に定める基準に係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十二 保安基準第十八条の二第六項に定める基準に係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十三 保安基準第二十条第五項及び第六項に定める基準のうち、インストルメントパネル及びサンバイザに係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十四 保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	五千円	十二万	万二千円
三十四の二 保安基準第二十二条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもののに係る試験に限る。）	五千円	十二万	万二千円
三十五 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席に限る。）に係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十六 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験	五千円	十二万	万二千円
三十七 保安基準第二十二条の三第一項に定める基準に係る試験	三千五百円	三十五	万一千五百円
三十八 保安基準第二十二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	十二万円	三十五	万一千五百円
三十九 保安基準第二十二条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に定める基準に係る試験	五千円	三十五	万一千五百円
四十 保安基準第二十二条の三第五項に定める基準に係る試験	五千円	三十五	万一千五百円
四十一 保安基準第二十二条の四第二項に定める基準に係る試験	一万二千円	三十五	万一千五百円
四十二 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準のうち、年少者用補助乗車装置取付具の強度及び取付位置に係る試験	七千円	三十五	万一千五百円
四十三 保安基準第二十二条の五第二項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	七千円	三十五	万一千五百円

四十四	保安基準第二十二条の五第三項に定める基準に係る試験	六十四
四十五	保安基準第二十五条第四項に定める基準に係る試験	十八万円
四十六	保安基準第二十九条第一項に定める基準に係る試験	七千円
四十七	保安基準第二十九条第二項及び第三項に定める基準に係る試験	十二万円
四十八	保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	五千円
四十八の二	保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万円
四十九	保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される黒煙に係る試験	五千円
五十	保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験を除く。）	七千円
五十一	保安基準第三十一条第二項及び第八項に定める基準のうち、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質に係る試験（軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満である原動機を備えたもの並びに軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下の普通自動車及び小型自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七千円
五十二	保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、温度が上昇した場合の警報機能に係る試験	五千円
五十三	保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）、軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）	三十五万二千円
五十四	保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、車両総重量三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの並びに軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）に係る試験に限る。）	十八万円

五十五 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）に係る試験に限る。）	六十四 保安基準第三十三条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験
五十五の二 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、故障を検知する機能に係る試験（ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）	六十五 保安基準第三十四条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）
五十六 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、原動機の制御に係る試験	六十六 保安基準第三十四条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係り、かつ、保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るもの）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験に限る。）
五十六の二 保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験	六十七 保安基準第三十四条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験
五十六の三 保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験	六十八 保安基準第三十五条第一項及び第二項に定める基準に係る試験
五十七 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十九 保安基準第三十五条の二第一項及び第二項に定める基準のうち、側方灯に係る試験
五十八 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	七十 保安基準第三十五条の二第一項及び第四項に定める基準のうち、側方反射器に係る試験
五十九 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十条の二第三項、第三十三条の三第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十三条第三項、第三十五条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条の三第三項、第三十七条の四第三項、第三十八条第三項、第三十八条の二第三項、第三十八条の三第三項、第三十九条第三項、第三十九条の二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第三项、第四十一条の二第三項、第四十一条の三第三項、第四十一条の四第四項並びに第四十一条の五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）	七十一 保安基準第三十六条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）
五十九の二 保安基準第三十二条第三項、第六項及び第九項、第三十三条第三項、第三十四条第三項、第三十五条第三項、第三十五条の二第三項及び第五項、第三十六条第三項、第三十七条第三項、第三十七条の二第三項、第三十七条的三第三項、第三十七条的四第三項、第三十八条第三項、第三十八条的二第三項、第三十八条的三第三項、第三十九条第三項、第三十九条的二第三項、第四十条第三項、第四十一条第三項、第三项、第四十一条的二第三項、第四十一条的三第三項、第四十一条的四第四項並びに第四十一条的五第四項に定める基準に係る試験（二輪自動車に係る試験を除く。）	七十二 保安基準第三十七条第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）
六十 保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	七十三 保安基準第三十七条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車に係る試験を除く。）
六十一 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	七十四 保安基準第三十七条の三第一項及び第二項に定める基準に係る試験
六十二 保安基準第三十三条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	七十五 保安基準第三十七条の四第一項及び第二項に定める基準に係る試験
六十三 保安基準第三十三条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験	七十六 保安基準第三十八条第一項及び第二項に定める基準に係る試験
八十三 保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験	七八 保安基準第三十八条の二第一項及び第二項に定める基準に係る試験
八十二 保安基準第四十二条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	七十九 保安基準第三十九条第一項、第二項及び第四項に定める基準のうち、制動灯（補助制動装置に係るもの）に係る試験（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）
八十一 保安基準第四十一条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	八十 保安基準第三十九条の二第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験
八十二 保安基準第四十二条第一項、第二項及び第四項に定める基準に係る試験	八十三 保安基準第四十三条第一項及び第二項に定める基準のうち、警報音発生装置に係る試験

八十四 保安基準第四十三条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十二万円	二十七
八十五 保安基準第四十三条の三に定める基準に係る試験	五千万円	二十七
八十六 保安基準第四十三条の四第一項に定める基準に係る試験	二万円	二十七
八十七 保安基準第四十三条の五に定める基準に係る試験	十八万円	二十七
八十八 保安基準第四十三条の六に定める基準に係る試験	七千円	二十七
八十九 保安基準第四十三条の七に定める基準に係る試験	十八万円	二十七
八十 保安基準第四十三条の八に定める基準に係る試験	七千円	二十七
八十一 保安基準第四十三条の九に定める基準に係る試験	二万円	二十七
八十二 保安基準第四十三条の十第一項及び第二項に定める基準のうち、通報音発生装置に係る試験	十八万円	二十七
八十三 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	十八万円	二十七
八十四 保安基準第四十四条第一項本文及び第二項に定める基準に係る試験	七千円	二十七
八十五 保安基準第四十四条第一項本文及び第三項に定める基準に係る試験	十二万円	二十七
八十六 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	五千円	二十七
八十七 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	三十五万円	二十七
八十八 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	十二万円	二十七
八十九 保安基準第四十四条第一項ただし書に定める基準に係る試験	五千円	二十七
九十 保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験	十二万円	二十七
九十一 保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	五千円	二十七
九十二 保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）	十八万五千円	二十七
九十三 保安基準第四十六条の一に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	七千円	二十七
九十四 保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）	五千円	二十七
九十五 保安基準第四十六条の三に定める基準に係る試験	五千円	二十七
九十六 保安基準第四十六条の四に定める基準に係る試験	五千円	二十七
九十七 保安基準第四十六条の五に定める基準に係る試験	五千円	二十七
九十八 保安基準第四十六条の六に定める基準に係る試験	五千円	二十七
九十九 保安基準第四十六条の七に定める基準に係る試験	五千円	二十七
一百 保安基準第四十六条の八に定める基準に係る試験	五千円	二十七

備考

一 特定装置審査試験項目別費用額は、申請に際し次のイ又はロに掲げる書面が添付されている場合においては、当該イ又はロに定める額とする。

イ 特定装置審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者として告示で定める者が適切に実施した試験の結果の証明書であつて、申請に係る特定装置が当該特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合することを証する書面 一万四千円

ロ イに規定する者以外の者が適切に実施した試験の結果の証明書であつて、申請に係る特定装置が特定装置審査試験項目に掲げる基準に適合するかどうかを審査するために必要な試験を省略することができる機構が認める書面 三万五千円

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

三、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第一号の二、第二号の四及び第五十号	第一号の二及び第五十号	第三号及び第三号の二	第三号及び第三号の三	第十二号、第十三号の三及び第十三号の四	第十七号、第十七号の九、第二十号の一、第二十四号の二及び第九十二号	第十七号の二、第十七号の十、第二十一号、第二十五号及び第九十二号	第十七号の三、第十七号の十一、第二十二号、第二十六号及び第九十二号	第十七号の四、第十七号の十二、第二十二号の二及び第二十七号
七十二 円万七十二	円万七十二	円千七万八十九	円千七万八十九	円千二万五十三	円万七十二	円万七十二	円万七十二	円万七十二

四	四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。
第二号の二	三十五万二千円
第二号の三	三十五万二千円
第二号の四	四十七万七千円
第五十号	三十五万二千円
第五十一号	四十七万七千円



三 第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定（同表第四十三号から第四十三号の三までに係る部分、同表第四十五号の改正規定及び同表備考第三号の改正規定を除く。）及び同令別表第二の改正規定（同表第二十二号から第二十二号の三までに係る部分及び同表備考第三号の改正規定を除く。）

**附 則**（令和五年六月三〇日国土交通省令第五四号）抄  
（施行期日）

1 この省令は、令和五年七月一日から施行する。

**附 則**（令和五年一〇月二〇日国土交通省令第八六号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年十一月二十一日から施行する。

**附 則**（令和六年一月五日国土交通省令第一号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和六年六月一四日国土交通省令第六六号）抄  
（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年六月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和六年六月二十日から施行する。

一及び二 略

三 第六条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定（同表第六十八号及び第八十九号の改正規定を除く。）及び同令別表第二の改正規定（同表第四十一号及び第五十九号の二の改正規定を除く。）